

安全な住まいで安心の生活を

震災への備え 忘れずに

市は、住宅の耐震性について市民の皆さんの防災意識を高め

れば、診断がスムーズに行えま

学・専門学校を除く）・病院・福祉施設等で、3階建て以上か

また県や市は、耐震診断の結果、耐震性が低いと診断された住宅を改修する場合に、一部費用を助成します。

【必要書類】①申込書(印鑑が必要)②建築年度の分かる書類(建物の登記簿抄本など)③共同住宅(分譲)の場合は耐震診断の実施に関する総会か理事

【必要書類】①申込書、②建物の付近見取り図、配置図、平面図、立面図、③建物の所有者が確認できる書面、④建物の建築確認通知書および検査済書、⑤耐震診断書の見積書

住宅の簡易耐震診断

5月19日から受付

市は住宅の耐震診断を希望する住宅の所有者を対象に、簡易耐震診断の受付を開始しま

多数の方が利用する施設の耐震診断補助について

【費用】木造戸建住宅は3000円、木造以外の戸建住宅は6000円 ※共同住宅や長屋などは同グループへ問合せを

【対象建築物】昭和56年5月以前に着工した住宅(戸建住宅、長屋、共同住宅、過半が住宅の兼用住宅) ※建築確認通知書や建築図面(平面図)があ

【対象建築物】昭和56年5月以前に着工した民間の学校(大

【補助額】耐震診断に必要な経費の3分の2以内。ただし、上限は1棟あたり100万円

【対象建築物】昭和56年5月以前に着工した住宅(戸建住宅、長屋、共同住宅、過半が住宅の兼用住宅) ※建築確認通知書や建築図面(平面図)があ

【対象建築物】昭和56年5月以前に着工した民間の学校(大

【補助額】耐震診断に必要な経費の3分の2以内。ただし、上限は1棟あたり100万円

【対象建築物】昭和56年5月以前に着工した住宅(戸建住宅、長屋、共同住宅、過半が住宅の兼用住宅) ※建築確認通知書や建築図面(平面図)があ

【対象建築物】昭和56年5月以前に着工した民間の学校(大

【補助額】耐震診断に必要な経費の3分の2以内。ただし、上限は1棟あたり100万円

進めようわが家の耐震化

～耐震診断・改修の流れ

①簡易耐震診断を受けましょう

市の実施している簡易耐震診断を申し込んでください。診断員が住宅の耐震性を評価します。費用は3000円(木造戸建住宅の場合)。



②耐震改修を検討しましょう

①の診断の結果、住宅の耐震性が低いと診断されたら、耐震性を向上させるため補強計画や改修について検討します。平成21年度から部分的な改修について、計画の作成が不要の場合があります。



③県や市の補助制度の申込を

県や市が行う「わが家の耐震改修促進事業」の申込をしましょう。耐震改修計画策定費や改修工事費の一部が補助されます。



④改修計画の策定と工事の実施

③の申込後に補助金交付の決定通知が届いたら、建築事務所、工務店等と契約し、耐震改修工事を行います。



⑤工事完了、補助金の受け取り

工事が完了したら、県・市に報告します。その後、補助金を請求し受け取ります。

わが家の耐震改修促進事業(県・市)

補助内容	県の補助制度		市の補助制度	
	住宅耐震改修計画策定費補助	住宅耐震改修工事費補助	耐震改修工事補助	改修計画策定補助
対象者	県内に対象住宅を所有する人		市内に対象住宅を所有する人	
対象住宅	昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、木造住宅の場合は構造耐震指標(IS値)が0.6未満であるなど		昭和56年5月31日以前に着工された木造戸建住宅で、耐震診断の結果、評点0.7未満であるなど	
補助額(戸建住宅の場合)	対象費用の2/3(上限20万円)	※対象費用の1/4(上限60万円)	対象費用の1/4(上限30万円)	対象費用の1/2(上限20万円)
備考	改修後の評点が1.0以上になる耐震改修計画であることなどの条件あり	所得が1200万円以下などの条件あり ※平成21年度から最大20万円の補助金額の加算あり	県の補助制度と一体的に利用(申請時に県の補助金の交付決定の写しが必要)	改修後の評点が0.7以上1.0未満になる耐震改修であることなどの条件あり。県の補助制度の対象にならない場合に利用

【問合せ先】県の補助制度：県建築指導課(078・362・4340)▽市の補助制度：市建築指導グループ

◆わが家の耐震改修促進事業(県の補助制度) 市の実施する簡易耐震診断などを受けた結果、倒壊、または破壊の危険があると診断された場合に耐震改修計画策定費と耐震改修工事費用について一部費用が補助されます。

◆わが家の耐震改修促進事業(市の補助制度) 市の補助制度は、県の補助制度と一体的に利用することになります(一般型)。また県の補助制度の対象にならない住宅について、改修費用などの補助を行う制度(小規模型)もあります。

不動産の公売を実施

市役所本庁舎4階で

市は、市税の滞納により差し押された不動産の公売を実施します。今回の公売は西宮市と大阪国税局との一括換価による合同公売です。詳しくは市のホームページ(アドレスはページ下参照)の「くらす西宮」の中の「市税」で公開しています。 問合せは納税グループ(0798・335・3274)へ。

長寿医療制度(後期高齢者医療制度) 保険料の口座振替

一括納付が可能に

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の保険料について、口座振替での一括納付が可能になりました。一括納付の振替日は毎年7月末(月末が土日曜、祝日の場合は翌営業日)になります。平成21年度保険料の一括納付

を希望する人は6月30日までに次の①、②の手続きを完了してください。ただし、①の手続きは申込から口座振替の登録が完了するまでに1カ月から2カ月程度かかります。なお7月1日以降に口座振替の登録が完了した場合は翌22年度分から一括納付になります。21年度は各月末での納付になります。

【受付窓口】高齢者医療保険グループ(市役所本庁舎1階)各支所、アクタ西宮ステーション ※受付は午後5時半まで。土・日曜、祝日は受け付けていません

豊かなまちなみの形成へ

「西宮市景観計画」を策定しました

市は、現行の都市景観条例に、景観法に基づいた制度を取り入れるため、「西宮市景観計画」を定め、景観計画では、市内の建築物

【任期】委嘱日(平成23年3月31日) 【報酬】出席に応じて、市の規定により報酬を支給 【応募方法】所定の申込書に「環境活動を評価することについて」をテーマにした小論文(A4用紙に800字〜1200字程度)を添えて、郵送かEメールで5月10日〜23日(郵送の場合消印有効)に環境都市推進グループ(T0662-8567六瀬寺町10-3市役所本庁舎8階)0798・335・3347

環境計画評価会議

委員を公募

申込は5月23日まで

市は「環境計画評価会議」の委員のうち2人を公募します。同会議は、市の環境計画の進捗状況や取り組みに対して意見や提言を行います。

【対象】平成21年6月1日現在20歳以上の市内在住・在勤・在学者(本市の他の審議会委員等の委員、市職員、市会議員等を除く)